



芦屋町

対象経費の9割

最大30万円

人材育成事業補助金

芦屋町では、まちづくりの礎である人材の育成を図るため、

地域の活性化や課題解決を目的に、自主的・主体的に実施される

公益的な事業を応援します！

対象者	次の2つの条件を満たす方が対象です。 (1)団体等(団体又は個人)の代表者が18歳以上の者であること。 (2)団体等の代表者が町内居住又は在勤していること。
対象事業	次の2つの条件を満たす事業が対象です。 (1)地域の活性化や課題解決を目的に、自主的・主体的に実施される公益的な事業 (2)主たる効果が町内で生じる事業 ※同一事業は最長3年間対象になります。 ※次に該当する事業は対象外です。 (1)営利を目的とする事業 (2)宗教的活動又は政治的活動を目的とする事業 (3)申請を行った年度内に完了しないおそれがある事業 (4)対象団体等の親睦又は趣味的な事業
審査基準	(1)地域の活性化や課題解決につながる、公益的な取り組みであること。 (2)事業の計画性と実現性が認められること。 (3)自主的・主体的に活動を行う意識が認められること。 (4)事業経費の使途や積算に整合性・妥当性が認められること。
補助金額	対象事業費の9割以内(30万円上限)
対象経費	謝金、需用費(食糧費を除く)、通信運搬費、使用料及び賃借料、原材料費、負担金、その他町長が必要と認める費用
募集期間	◆通年受付しており、思い立った時にすぐ応募ができます。(事業開始の14日前まで) ※事業内容や書類に不備がある場合は受付できませんので、余裕をもって申請をお願いします。

申請・実績報告の流れ



事業内容や申請書類の書き方など、疑問や不安に感じることは、企画政策課 企画係にお気軽にご相談ください。



所定の申請書類を作成の上、事業開始の14日前までに企画係に提出してください。
※事業内容や書類に不備がある場合は受付できませんので、余裕をもって申請をお願いします。



審査委員会にて、事業内容を審査したうえで、補助金交付の可否を決定します。



交付決定後、事業を実施してください。



事業実施後、30日以内に所定実績報告書類を企画係に提出してください。



書類確認後、不備がなければ事業完了となります。

- ◆申請及び実績報告に関する様式はHPに掲載しています。
また、企画政策課窓口にも準備しています。
(HPのURL: <https://www.town.ashiya.lg.jp/soshiki/2/1404.html>)
- ◆事業の詳細はHPをご覧ください。か、企画政策課 企画係までお問い合わせください。



問い合わせ先

～事業内容や申請書の書き方などについて、お気軽にご相談ください～

芦屋町 企画政策課 企画係 (役場2階)

Tel : 093-223-3570 Fax : 093-223-3927 Mail : kikaku@town.ashiya.lg.jp